

---

# 令和6年 第1回定例会

## 一般質問 田島 和雄議員

令和6年 2月26日

---

### ▶質問

大田区議会公明党の田島和雄でございます。初めに、本年1月1日に令和6年能登半島地震が、翌1月2日には羽田空港で海上保安庁の職員5名がお亡くなりになる航空機衝突事故が、1月12日には大田区東糀谷で2名の方がお亡くなりになる火災が発生いたしました。お亡くなりになられました皆様に哀悼の意を表するとともに、ご遺族や被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

質問に入らせていただきます。

まず、防災・減災についてお伺いいたします。

能登半島地震で大きな被害を受けた珠洲市や輪島市などでも災害ボランティアの受入れが始まり、また、全国から集まった関係機関が全力でインフラの復旧に当たるなど、復旧・復興の動きが加速しております。しかし、インフラの復旧・復興に比べ、難易度が高いのが人の復興です。被災者で声を上げられる方はまだよいほうで、声を上げられない、またはどのように声を上げてよいのか分からない被災者が、必要な支援を受けられず、結果、取り残されるのではないかと懸念があります。

被災者への支援については、自治体などが支援メニューを用意し、申請に基づき支援を提供するというのがこれまでの手法でした。しかし、そうした従来の手法では必ずしも十分に被災者の自立、生活再建に結びつかないことがあります。たとえ支援メニューがたくさんあったとしても、必要とする被災者に届かなければ全く意味がありません。

私は、令和3年第3回定例会で災害ケースマネジメントという手法を提案いたしました。災害ケー

スマネジメントとは、訪問などのアウトリーチにより被災者の状況を把握し、官民連携の下、多様な課題に対応することで被災者の主体的な自立、生活再建のプロセスを支援する取組です。質問では、大田区においても災害ケースマネジメントを含めた被災者支援の充実・強化に向けた取組を求めました。その後、国が昨年、令和5年5月末に防災基本計画を修正し、地域の実情に応じた被災者への支援として災害ケースマネジメントを新たに盛り込みました。すなわち、地方公共団体は、災害ケースマネジメントの実施などにより、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境を整備し、自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるように、きめ細やかな支援を行うよう努めることと定められ、今後、全国の自治体に整備を促していくということです。

文京区では、このたび修正される地域防災計画に災害ケースマネジメントを明記する予定です。残念ながら、東京都や本区の地域防災計画には災害ケースマネジメントが明記されておりません。区の各部局はもちろんのこと、民間を含めた各種団体と取組を進めておくなど、大規模な災害が起こる前に平時から準備を進めておくことが非常に重要です。

そこで、令和3年3月からこれまでの本区における災害ケースマネジメントの検討状況をお知らせいただくとともに、地域防災計画への災害ケースマネジメントの明記と被災者支援策への実装に向けた取組について、区の所見をお伺いいたします。

次に、災害時のトイレについてお伺いいたします。

今回の能登半島地震では、地盤が大きく変動したため、地下に埋設されている上下水道が大きなダメージを受け、上水道が断水するだけでなく、トイレなど下水道が使用できない状況となりました。大災害が起きるたびにトイレの問題は課題として挙がりますが、今回の地震でも大きくクローズアップされております。地震における災害用トイレについては、仮設トイレのほか、下水道直結型のマンホールトイレでも、下水道が破損し本来の効果を発揮できなくなった場合に備え、し尿くみ取りのためのバキュームカーなどの確保をセットにして計画を立てる必要があると考えます。しかしながら、下水道が整備された大田区が単独でバキュームカーを事前に準備しておくことなど

は現実的ではなく、行政の枠を超えた広域的な連携体制を整える必要があると考えます。

私は、令和4年の第1回定例会で、徳島県や江戸川区の例を引きながら、災害時のトイレ確保運用管理計画を大田区としても策定するべきと提案させていただきました。東京都の令和6年度予算案には、防災対策事業の一つとして災害時におけるトイレ環境向上策の策定事業が計上されており、災害用トイレの質や量、立地などの現状把握や課題分析を行い、広域調整の在り方を検討し、区市町村等と連携したトイレ環境の向上に向けた計画を策定するとしております。

そこで、本区におけるトイレ確保運用管理計画の検討状況をお伺いするとともに、何が課題として挙げられるのか、また、実効性を確保するために何が必要なのか、区の所見をお伺いいたします。

そして、自治体が仮設トイレやマンホールトイレなどを整備すること以上に、自らの命は自らが守るとの自助の意識の醸成をさらに推進しておく必要があると考えます。食料や水のほかに、できれば1週間分の簡易トイレなどの備蓄をするよう、区民や企業、団体に対してさらに強力に啓発を進めるべきであると考えますが、区の見解をお伺いいたします。

次に、事前復興まちづくり訓練についてお伺いいたします。

区は今年度から、初めての取組として事前復興まちづくり訓練を実施しております。訓練は、羽田地域力推進センターを会場に羽田地区を対象として、住民が参加するとともに、学生たちがフィールドワークとして羽田のまちに入り、その特性・特徴を調べ、若い発想でまちづくりの提案もするなど活発に議論が進められ、4月に最後の第3回目が行われると伺っております。

今回、区として初めての事前復興まちづくり訓練を行った目的と、実施エリアを羽田地区に選んだ理由をお伺いいたします。

今回の羽田地区の訓練の参加者からは、人とのつながりが強く、地区から出たくないとの声も出ております。このたびの能登半島地震では、地域のコミュニティごとにまとまって一時的・集団的に移転し、まちを復興した後に戻る案も浮上いたしました。これまでの議論に加え、新たな経験、知

見を取り入れながら復興計画を練り上げていく必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。事前復興まちづくり訓練の取りまとめと今後の展開について、区の所見をお伺いいたします。

次に、高齢者支援のうち、老いじたく情報登録事業についてお伺いいたします。

人生 100 年時代を迎え、自ら老後について考え備えることの重要性や関心が高まる中、我が会派は、令和元年 10 月に老いじたくの支援を予算要望の重点要望に掲げ、令和 2 年に事業が開始されました。区は、大田区社会福祉協議会と連携し、老いじたくパンフレットの概要版、詳細版の作成や、老いじたくセミナー、講演会などを開催し、本事業の周知啓発とともに理解の促進を図ってまいりました。老いじたくによって、任意後見契約や遺言などについて、あらかじめ準備していても急に病で倒れたり、残念なことに亡くなってしまった場合に、親族をはじめ関係者がそのことを分らないと、せっかく用意したご自身の思いが実現されないままで終わってしまいます。

そこで、一人暮らしの方が自分の意思を伝えて安心して過ごすための老いじたくに関する情報登録制度の創設を、我が会派の小峰議員が令和 4 年予算特別委員会で横須賀市の取組を例に取り上げました。その際、区からは、「今後、どのような支援が可能であるのか、調査を進め検討してまいります」との答弁がありました。さらに、令和 4 年 10 月の予算要望において、老いじたく事業の大幅な充実を会派の重点要望の一つとして求めていたところです。

先日行われた来年度予算案の区長記者会見や本議場での施政方針演説で、老いじたく情報登録制度を新規に開始することが発表されました。我が会派の要望を取り入れていただき、これからの超高齢社会に備えようとしている区の姿勢を高く評価いたします。

そこで、調査検討の経過と、それに基づき区が行おうとしている施策の方向性についてお伺いいたします。

最後に、高齢者の聞こえの支援についてお伺いいたします。

大田区議会公明党は、魅力あふれる大田区を目指し、重点政策として認知症対策を掲げ、区と

ともにより効果の高い施策展開に取り組んでまいりました。新たにつくられているおおた高齢者施策推進プランでは、2040年の区内の認知症高齢者数は2万9296人、令和5年に比べ約4000人余り増加すると推計しております。また、このプランの根拠となる高齢者実態調査によれば、介護をする家族にとって、認知症への対応への不安が様々な項目の中で最も大きくなっております。認知症対策は区民の安心感を高める喫緊の課題です。

認知症を予防する方法として、しばしば食事、運動、社会活動が挙げられますが、中でも社会活動への参加は非常に効果的です。区は、新たな基本構想案で「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち」を掲げております。また、おおた高齢者施策推進プランの基本目標として、「一人ひとりが生きがいや役割をもって輝けるまち」を筆頭に掲げております。高齢者が耳の聞こえにくさを医療機器によって補い、日常生活でのコミュニケーションの改善が図れば、住み慣れた地域での活動に意欲的に参加することがより増え、認知症の予防、ひいてはお一人お一人の自信、孤立感の解消、地域貢献意欲の向上にもつながり、生活の質の向上、ウェルビーイングの向上を図ることができると考えます。

これを進めるために、令和6年度予算案でどのような方策を打ち出したか、お伺いいたします。

誰もが安心して暮らせる大田区の実現を目指し、区の実施のさらなる充実・強化を求めまして質問を終わります。ありがとうございました。

## <回答>

### ▶高野危機管理室長

私からは、防災・減災に関する3問のご質問に順次お答えいたします。

まず、災害ケースマネジメントに関するご質問ですが、区はこれまで、災害ケースマネジメントの先進事例を共有する東京三弁護士会主催によるシンポジウムへの参加をはじめ、令和4年に災害時協力協定を締結した第二東京弁護士会と定期的に研修会を開催し、被災者支援の強化に取り組んでおります。その中で、ワークショップにより、日本弁護士連合会所属の弁護士により考案された被災者生活再建カードを活用し、関係部局とともに実際の相談窓口業務の理解を深めているところでございます。今後は、この相談窓口業務に関係部局をはじめ専門的知見を有する民間団体も交えて具体化し、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握した上での課題解消に向けた継続支援の在り方を深化できるよう努めてまいります。さらに、災害ケースマネジメント全体を統括する者の人材育成をはじめ、個別訪問によるアウトリーチ体制や長期的な相談・見守り支援等の体制についても、これまで災害ケースマネジメントに取り組んできた地方公共団体の事例を踏まえまして研究をしてまいります。また、地域防災計画への明記につきましては、今後の研究の深化に合わせ、大田区震災復興マニュアルとの整合に留意して検討してまいります。

次に、災害用トイレに関するご質問でございますが、大田区地域防災計画に基づき、トイレの確保及びし尿処理の予防対策を推進しております。トイレの確保に関しましては、被災者 75 人当たり1基を目標に、下水道直結式マンホールトイレ、ため込み式仮設トイレ及び簡易トイレを計画的に整備しております。特に、マンホールトイレは、学校防災活動拠点を中心とした地域内の偏在の解消に努めるとともに、簡易トイレ用凝固剤等の備蓄のほか、在宅避難者向けの備蓄も進めております。その中で、課題となる事項は、上下水道が損傷を受け、し尿回収や処理できない事態に陥った際のトイレの確保になります。このため、事業所や家庭に対して、災害用トイレの備蓄をなお一層普及啓発に努めるとともに、区においても簡易トイレや携帯トイレの備蓄を推進してまいります。この際、備蓄に当たっては、多くのスペースを割くことから、保管場所の確保に加え、仕分けを最小限に抑え、輸送などの物流を考慮した保管要領に留意する必要があります。区は現在、災害時に緊急支援物資を滞りなく避難所に届けるための物流改革に取り組んでおりますけれども、備蓄した簡易トイレを確実に避難所に届けられるよう計画に反映をしてまいります。

次に、簡易トイレなどの備蓄に関するご質問でございますが、区は、地域防災計画をはじめ、防災ハザードマップ、防災チェックブック、大田区ホームページ、防災ポータル・アプリなど様々なツールを用いて、最低でも3日分、できれば1週間分の家庭内備蓄や事業所備蓄を推奨しており

ます。この中でも、特に簡易トイレの備蓄の重要性を強調しております。これらの情報発信ツールでなお一層啓発に努めるとともに、防災アトラクション、マイ・タイムライン講習会、その他各種イベントなどにおいて、展示ブースで実際の簡易トイレや携帯トイレを触ってもらうことにより、より身近なものになるよう工夫をしております。引き続き、防災備蓄の必要性をしっかりと伝え、自らの命は自らが守るという自助の意識醸成をさらに推進してまいりたいと思います。私から以上でございます。

## ▶張間福祉部長

私からは、老いじたく情報登録制度に関するご質問にお答えさせていただきます。

人生 100 年時代と言われる今日、全ての方が自分らしく人生を前向きに安心して暮らせるよう支援することが重要です。区では、老いじたく推進事業を毎年拡充して実施しております。国勢調査による大田区の高齢単身世帯数は平成2年以降増加が続いており、平成2年は約1万 2000 世帯でしたが、令和2年には約4万 3000 世帯とな っ てございまして、今後も増加が見込まれております。そのような状況で、身寄りのない方などが孤独死されていることも現実としてございます。中には、エンディングノートや葬儀の生前契約の契約書などを準備されていたにもかかわらず、どこにあるか分からないことで事前に備えていたことが実現できなかった事例の報告も受けてございます。これらの課題に対応するため、区は、先駆的に登録事業の取組を行っている他自治体を視察するなど調査研究を行い、登録内容や情報提供の仕組みについて検討を重ねてまいりました。その上で、令和6年度から、老いじたくに関する情報をあらかじめ区に登録し、病気や死亡などにより意思の表示ができなくなったときに、本人が登録時に指定した方や必要な機関に情報を提供する事業を創設したいと考えてございます。区は引き続き、本人の意思を実現できる仕組みづくりを含め、老いじたく事業を推進して個人の尊厳を守り、誰もが安心して暮らせる心やすらぐ大田区を目指してまいります。私からは以上です。

## ▶政木福祉支援担当部長

私からは、高齢者の聞こえの支援に関するご質問にお答えをさせていただきます。

区は、これまでも認知症への対策として、発症の予防や、発症しても早期に気づき日常生活の支援をすることで地域での生活を継続できるよう取り組んでまいりました。その中でも、人と人とのコミュニケーションを支える聞くことに着眼をし、平成22年から高齢者補聴器購入費の助成を他区に先駆けて実施してまいりました。この間、様々な科学的知見の蓄積も得られ、2020年に開催された国際アルツハイマー病会議では、難聴は認知症の最も大きな危険因子であるという指摘がなされました。

これらを踏まえ、令和6年度予算編成に当たり、高齢者補聴器購入費助成事業について、次の2点の見直しを行いました。1点目は、助成対象者の年齢を70歳から65歳に引き下げ、より多くの方にご利用いただけるようにいたします。2点目といたしまして、助成金額の上限を見直し、区民の皆様の負担軽減を図りたいと考えてございます。区は今後も、認知症の兆しを早期に捉え、補聴器を利用することで積極的に人と交わり、地域活動など多彩な社会参加に取り組むきっかけづくりに努めてまいります。私から以上でございます。

## ▶西山まちづくり推進部長

私からは、事前復興まちづくり訓練に関する二つのご質問に順次お答えしてまいります。

まず、事前復興まちづくり訓練を行う目的と羽田地区を選定した理由でございます。阪神・淡路大震災や東日本大震災など、地震災害等において市街地復興のための住民合意形成に時間を要し、復興が円滑に進まないことが課題として指摘されているところでございます。これらの課題への対応としまして、区は、大田区都市計画マスタープランの新たな取組としまして、事前に地域の被害を想定し、復興のまちづくりの課題を把握し、復興の流れを区民の皆様に事前に考えていただく機会としまして、事前復興まちづくり訓練の実施を掲げております。

羽田地区は木造住宅密集地域であり、東京都が令和4年に発表した地震に関する地域危険度測定調査によりますと、羽田三丁目及び羽田六丁目は、建物倒壊危険度、火災危険度及び総合危険度の5段階評価におきまして危険度が5、一方、羽田二丁目地区は危険度が4ということで、いずれも被害の拡大リスクが高い地域となっております。また、羽田地区におきましては、地域の皆様方が主体となりまして羽田防災まちづくりの会が設立されるなど防災に対する意識が高い地域



であること、こうしたことから訓練対象地区として選定し、今年度から事前復興まちづくり訓練に取り組んでいるところでございます。この訓練では、事前復興まちづくり計画の作成に向け、ワークショップを通じまして地域の皆様とともに、まちの将来像を考えてまいります。また、訓練の成果につきましては、平時における防災・減災のまちづくりに向けた地域の課題解決につなげてまいります。

次に、事前復興まちづくり訓練の取りまとめと今後の展開に関するご質問でございます。事前復興まちづくり訓練では、参加者が事前復興まちづくり訓練の必要性を学ぶとともに、まちの資源や地域課題に対する理解を深め、まちの将来像を考えるためのワークショップを数回にわたり実施しております。ワークショップでの議論を基に区職員が事前復興まちづくり計画案を作成し、その内容につきまして地域の皆様からご意見をいただいた上、事前復興まちづくり計画として取りまとめしてまいります。この取りまとめた計画につきましては、発災時に復興まちづくり計画の草案としまして、速やかな復興まちづくり計画原案の作成を図ってまいります。

なお、今後の展開につきましては、羽田地区で実施した事前復興まちづくり訓練の結果を検証し、地震や水害によるリスク等を総合的に勘案するとともに、今後、区において策定を目指しております高台まちづくり方針等を踏まえ、事前復興まちづくり訓練の必要性と対象地域について検討してまいります。私からは以上でございます。